

九州における食品ロス削減の取り組みについて



令和4年11月16日
九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課

食品ロスの削減に関する法制度の概要

■食品ロス削減推進法と食品リサイクル法の位置づけ

循環型社会形成の推進

食品ロス削減推進法

循環型社会形成推進基本法
(基本的枠組み法)

(取組の優先順位)

- ①発生抑制 (Reduce)
- ②再使用 (Reuse)
- ③再生利用 (Recycle)
- ④熱回収
- ⑤適正処分

- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法**
- 建設リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

食品ロス削減推進法

食品ロスを削減していくための基本的な視点として、
①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと
②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

食品ロス=まだ食べられる食品
⇒無駄にしない、極力食べる！！

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残さ等の食品廃棄物等について、
①発生抑制と減量化による最終処分量の減少
②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用
についての基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

食品廃棄物等をまず減らす⇒
食品廃棄物等は再生利用⇒
熱回収もダメなら適正処分

令和元年度 食品廃棄物等の発生量と再生利用の実施率

■食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者（年間発生量100トン以上）の定期報告取りまとめ結果

1. 九州における食品廃棄物等の発生量

九州における食品廃棄物等の年間発生量は、213万トン（全国1,511万トン発生量のうち14%）であり、業種別内訳は以下のとおり。

- 食品製造業：199万トン（93.4%）
- 食品卸売業：1万トン（0.5%）
- 食品小売業：8万トン（3.8%）
- 外食産業：5万トン（2.3%）

2. 全国における食品廃棄物等の発生量

全国での食品廃棄物等の年間発生量は1,511万トンであり、業種別内訳は以下のとおり。

- 食品製造業：1,360万トン（90.0%）
- 食品卸売業：10万トン（0.7%）
- 食品小売業：88万トン（5.8%）
- 外食産業：53万トン（3.5%）

3. 全国における再生利用等の実施率

全国での食品循環資源の再生利用等の実施率は92%であり、業種別内訳は以下のとおり。
なお、（ ）は食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率の令和6年度までの目標率となっている。

- 食品製造業：97%（95%）
- 食品卸売業：66%（75%）
- 食品小売業：57%（60%）
- 外食産業：43%（50%）

「参考」全国における食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の実施率 （年間発生量100トン未満含めた推計値）

- 年間発生量：1,756万トン・再生利用等実率:85%
- 内訳
- 食品製造業：1,422万トン・96%
 - 食品卸売業：25万トン・64%
 - 食品小売業：119万トン・51%
 - 外食産業：190万トン・32%

九州農政局における食品ロス削減の取組

■管内小売事業者と連携し啓発資材等を活用した消費者への啓発

消費者に食品ロスにかかる取組の啓発を行うため、九州各地の小売事業者等と連携して、店頭で消費者へのポップ資材による啓発を行っている。

例えば、陳列された商品を手前から購入する「てまえどり」キャンペーンや農林水産省で作成した啓発資材や地方自治体の作成したものを活用し、消費者への啓発を行う取組を小売事業者にお願いし、取組を行う事業者を農林水産省及び九州農政局のHPで公表、消費者の購入行動に働きかけ、食品ロスを削減するという取組を行っている。

▼事業者の取組事例紹介（農林水産省・九州農政局HPへ掲載）

▼消費者啓発の資材

株式会社新鮮マーケット(九州エリア)



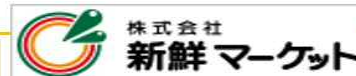
<店舗で行っている食品ロス削減の取組>

- 特に賞味期限が短い日配商品の陳列棚に「てまえどり」POPを掲示し、お客様にご協力いただいております。
- 「ペットボトル回収」「ローリングストック」及び地元自治体の「3きり運動」と一緒に「てまえどり」ポスターを掲示し、食品ロス削減・リサイクルの呼びかけを行っています。
- 賞味期限が近い商品を販売を行う際は、割引シールを貼り、販売促進し廃棄が出ないよう取り組んでおります。
- 定期的に店内マイク放送により、食品ロス削減・リサイクルへの取組をお客様へお知らせしております。

<お客様/従業員の反応>

- お客様より「ポスター等を見て、すぐ消費する食品は“てまえどり”を行っている」との声をいただいております。
- 従業員の食品ロスに関する関心の向上（商品陳列等の工夫）

地域のお客様の豊かな食生活と健やかな暮らしに奉仕する



すぐに食べるなら、「てまえどり」にご協力ください。

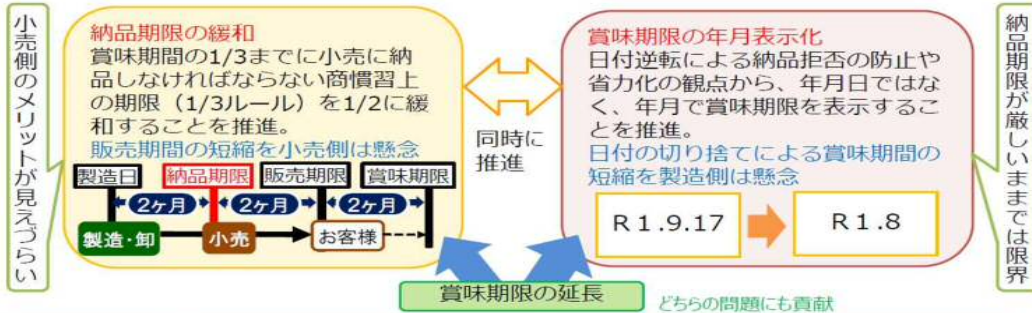
■ 商慣習見直しに向けた食品関連事業者への働きかけ

メーカー等から小売店への納品期限の1/3ルール（賞味期間の1/3までに小売に納品する）を1/2へ緩和することや賞味期限の延長、年月日表示から年月表示への大括り化等について、九州管内の食品関連事業者へ現況の確認や今後の方針の聞き取り、見直しに向けた働きかけを行っている。

また、商慣習見直しを実施している食品関連事業者の取組状況等をプレスリリースや九州農政局のホームページにて公表している。

納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長の三位一体の取組

✓ 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。



	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	-	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

▼九州農政局プレスリリース（令和3年度）

九州農政局

報道・広報 政策・統計情報 九州の農業 申請・お問い合わせ 九州農政局について

ホーム > 報道発表・新着情報 > 商慣習見直しを進める事業者が昨年度より大幅に増加！

プレスリリース

商慣習見直しを進める事業者が昨年度より大幅に増加！

Tweet 印刷
令和3年11月1日
九州農政局

～食品ロス削減や食品リサイクルの取組事業者と取組内容の公表～

10月30日は「全国一斉商慣習見直しの日」です。この日に向けて農林水産省は、商慣習見直しに取り組む事業者を調査・募集するとともに、今年度からの新たな取組として、商慣習の見直しを含めた食品ロス削減や食品リサイクルの取組事例の募集を行いました。
今般、商慣習見直しに取り組む事業者名と取組内容をまとめましたので、公表します。

1.趣旨

全国各地域でできる限り多くの事業者に商慣習見直しに取り組んでいただくために、本年10月30日の食品ロス削減の日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、推奨3品目（※）及びその他加工食品について、食品小売業者における納品期限の緩和と食品製造業者における賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）を呼びかけてきました。

また、食品廃棄物の削減についてより多くの方に知っていただき、ご理解や協力をいただけるよう、今年度より新たに、商慣習見直しに取り組む各事業者の食品ロス削減や食品リサイクルの取組を募集しました。

今般、商慣習見直しに取り組む事業者を取りまとめましたので、その事業者名と取組事例を公表します。消費者の皆様におかれましては、食品ロス削減に取り組む商品・店舗を積極的に利用する等により事業者の取組の支援をお願いいたします。

（注）農林水産省が補助事業にて設置している製造業・卸売業・小売業の話し合いの場となる「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、有識者を含めた検討会や実証実験を行い、その結果を基に、納品期限を緩和しても小売店舗で廃棄量加増のリスクが少ない品目であるとした飲料、賞味期限180日以上の菓子、カップ麺の3品目。

2.納品期限緩和の取組状況

サプライチェーンにおいては、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例、いわゆる「3分の1ルール」があります。このルールのもとでは、賞味期間の3分の1以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。このため、厳しい納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながる事が期待されます。

■一般消費者向けの普及啓発活動

(1)プレスリリース、メルマガ等による情報発信

食品ロス削減関連情報等をプレスリリースや九州農政局メルマガ（アグリ・インフォ九州）で紹介しており、取組強化月間には、集中的に利用者に目に触れるようにして、食品ロス削減の各種取組について普及・啓発を図っている。

(2)食品ロス削減にむけたパネル展示

食品ロス削減月間（10月）とおいしい食べきりキャンペーン中（12月）の年2回、熊本地方合同庁舎の消費者の部屋とフードパル熊本において、食品ロス削減の意識の醸成と各種食品ロス削減の取組の啓発を目的に、食品ロス削減にかかる取組紹介のパネル等を展示し、来場者へ取組の普及・啓発を行っている。

▼パネル展示の様子（消費者の部屋）▶



■外食店舗等への食べきり運動の推進

外食店舗での食品ロスが増える1月～2月期に合わせて外食店舗向けに「おいしい食べきり」キャンペーンを展開し、利用者に食べきりを働きかけている。

▼「おいしい食べきり」キャンペーン



▲恵方巻き

■季節商品（節分の恵方巻）等の計画生産等による食品ロス削減

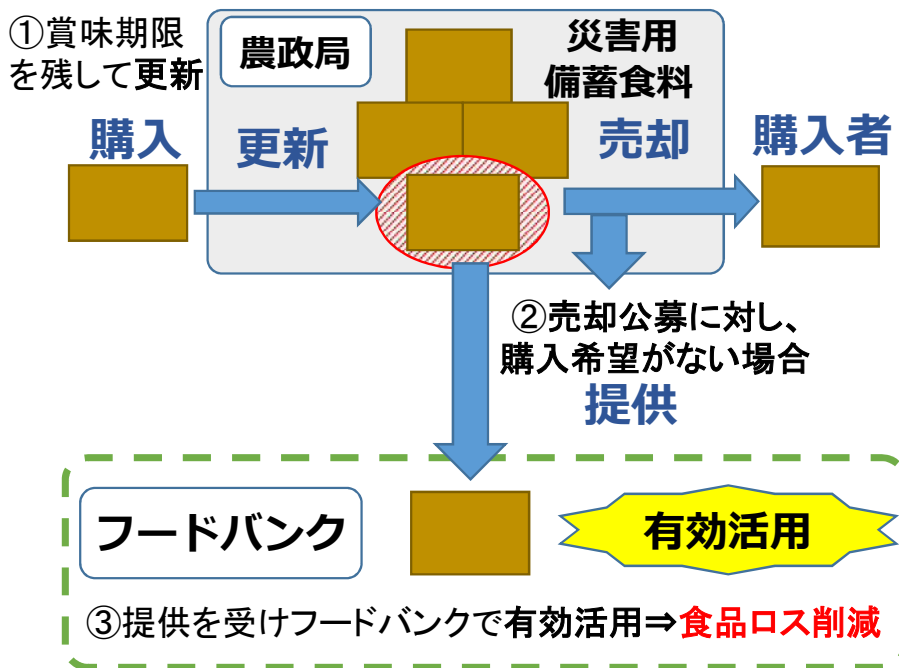
2月の節分シーズンには、恵方巻きのロス削減の取組として、小売業者が必要に見合った販売を行いやすいように、消費者へのPR資材を提供している。

■ 災害用備蓄食料の有効活用

九州農政局における災害用備蓄食料で、賞味期限切れ間近となる食料の更新を年2回行っている。従来は、これらを廃棄処分しており、食品ロスとなっていたが、食品ロスを削減するため、希望する九州農政局管内のフードバンク活動団体に提供を行い、有効活用に取り組んでいる。
(主な食料：飲料水・乾パン・レトルト食品等)

図：災害用備蓄食料提供事業の仕組み

更新を向かえた備蓄食料のうち、購入希望が無かった食料をフードバンクへ提供して有効活用する取組



◎ 近年の実績

令和4年度 7団体へ提供 (6月) 12月予定
 令和3年度 17団体へ提供 (6月・11月:年2回)
 令和2年度 6団体へ提供 (12月:年1回)
 計30団体へ提供 (令和4年11月現在)

▼引き渡しの様子 (令和4年度) ▼



■フードバンク活動の推進

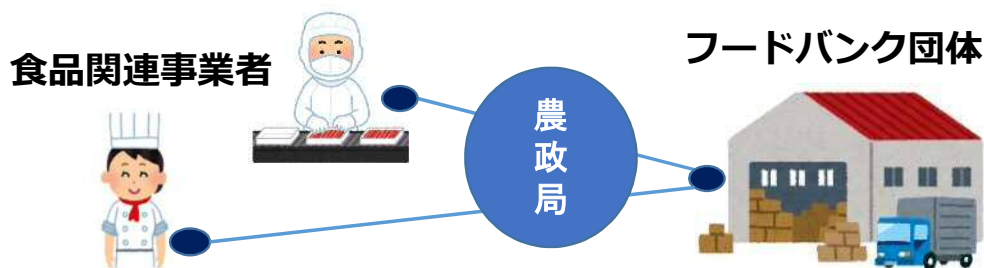
(1) フードバンク活動の啓発

フードバンク活動については、まだ認知度が低いいため、ホームページやパネル展示等を通じて、フードバンク活動の啓発を行っている。

また、フードバンクの活用を推進するため、ホームページで団体情報の紹介や協力企業とのマッチングページを開設している。

(2) フードバンク活動推進に向けた情報交換会の開催

フードバンクの利用促進を行うため、九州農政局管内の活動団体や協力企業・地方公共団体等が参加する情報交換会を開催し、取組事例の紹介や情報提供、食品関連事業者とのマッチング等を年1回行っている。



九州地域のフードバンク活動団体一覧

団体名をクリックすると、「取扱食品（団体名横の□アイコンは、団体の）

※全てのフードバンク活動団体を把握

福岡県

- ▶ NPO法人 フードバンク北九州ラ
- ▶ NPO法人 フードバンク福岡(PDF)
- ▶ フードバンクくるめ(PDF: 40Ki
- ▶ 一般社団法人 福岡県フードバン
- ▶ NPO法人 チャイルドケアセンタ

「フードバンク活動団体 × 協力企業」マッチングページ

令和元年10月に「食品ロス削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食」は、寄附元である食品関連事業者の発掘や取扱商品の量・バリエーションの確保等に旨農政局では、平成30年度から、情報交換会等の機会を設けて食品関連事業者とのマッ

「製造時や保管中の食品ロスの有効活用」を考えておられる事業者様や「社会貢献活動バンクへ食品の提供を考えているがどうしたらよいかわからない」といった食品関連事

フードバンク活動団体とのマッチングを希望される方へ

フードバンクとのマッチングを希望される方は、下記の専用フォームからお申し込みく後日、ご入力内容について電話にて確認をさせていただいた上で、フードバンク活動団

▶ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/foodbank-matching.html>

▼令和3年度開催の様子



■補助金による支援

食品ロス削減総合対策事業として令和5年度予算概算要求額は174百万円となっており、主な事業の内容は以下のとおりである。

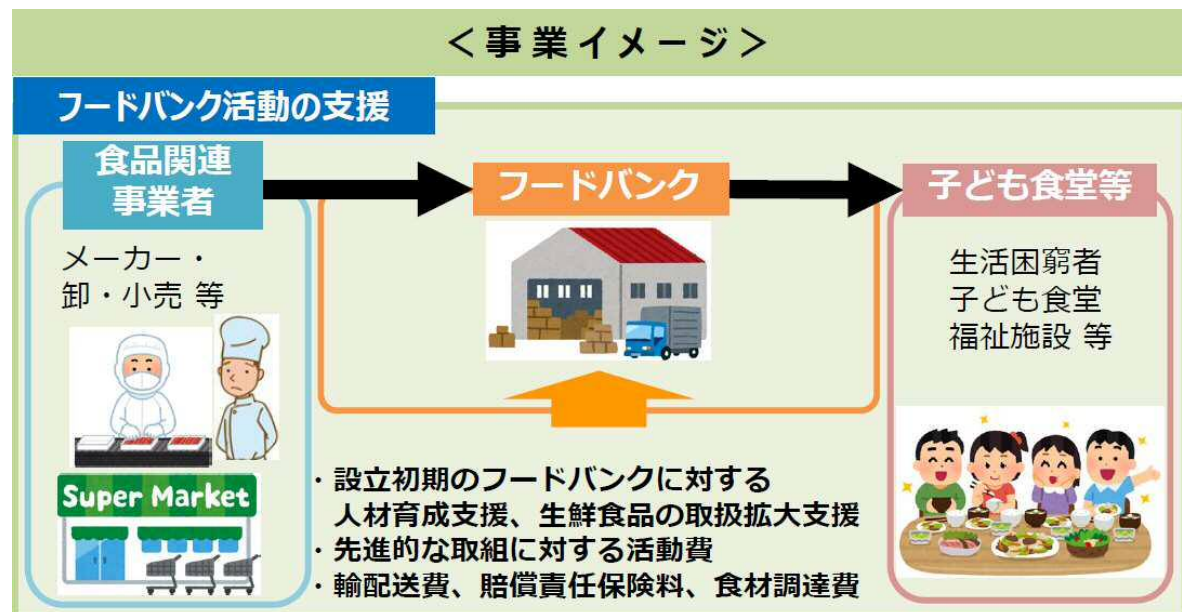
1. 食品ロス削減等課題解決事業

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援。

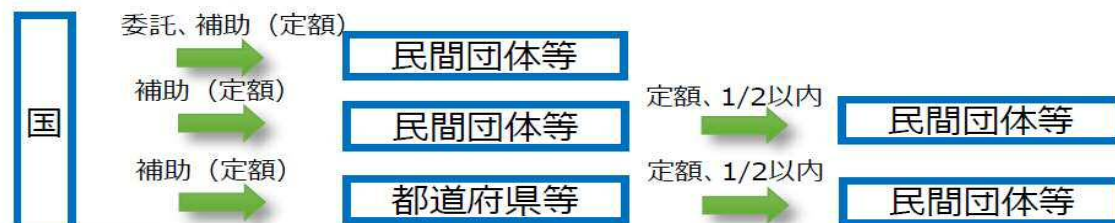
(例：商慣習の見直し検討、優良事例調査、フードバンクへの寄附金付きで見切品等食品を販売する仕組みの構築、アップサイクル商品開発等)

2. フードバンク活動支援

- ①設立初期のフードバンク活動団体の人材育成や生鮮食品の取扱量の拡大の取組等に対して、研修会開催、倉庫の賃借料等を支援します。
- ②広域連携等の先進的な取組に対し、倉庫の賃借料、活動費等を支援します。
- ③食品の受入れ・提供の拡大を図る団体に倉庫の賃借料、輸配送費、賠償責任保険料等を支援。
- ④栄養バランス確保のため、寄附食品では不足する食材の調達費を支援。



＜事業の流れ＞



フードバンク活動支援事業の令和4年度予算での採択実績

九州農政局管内 フードバンク活動団体 7団体

■食品リサイクル法に基づく定期報告

平成21年度から、食品廃棄物等多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者）は、毎年度、主務大臣に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられており、九州農政局管内の製造・卸・小売等の食品関連事業者約500社から報告を徴収。→毎年、定期報告が円滑に行われるよう説明会を開催している。

▼令和4年度の説明会の様子



■食品廃棄物等のリサイクル（再生利用の推進）

食品廃棄物等は、まず発生抑制することが第一。しかし、第二段階として、発生してしまった廃棄物は再生利用しなければならない。そのため、食品廃棄物等の再生利用を行うリサイクル業者の育成を図るため、申請に基づきリサイクル業者の登録を行っており、九州農政局管内では現在13の事業場が登録されている。

▼現地確認の様子



■各取組の優良事例の収集

(各種調査で把握した商慣習見直し・食品ロス削減・消費者啓発等の取組事業者へ現地調査・聴取調査の実施)

アンケート調査や食品リサイクルの定期報告を基に、食品関連事業者等が行う優良事例等の聞取調査を実施し、回答があった事業者の情報をとりまとめて、ホームページやパネル展示及び情報交換会等で情報提供を行い、取組の啓発を行っている。

アンケート・聞取調査

現地調査・現地確認

食品リサイクルの定期報告

情報分析・とりまとめ

情報提供

2. 九州における「SDGs × 食品産業」取組事例集

長崎県

チョコー醤油株式会社

(1) 食品製造業

- 株式会社 山内本店 (熊本県)
- マルキン食品 株式会社 (熊本県)
- チョコー醤油

(2) 食品小売業

- 株式会社 マルミヤストア (大分県)

MEMO
チョコー醤油で削減する食品ロスの例

食品ロスの削減に特化して

食を通して人々を笑顔に